

川内1号機 緊急時対策棟設置工事に伴う使用前検査に関する説明内容

○使用前検査の受検時期について

- ・ 使用前検査のピーク時期等について説明する。

○使用前検査整理表について

- ・ 使用前検査運用要領に基づいた検査項目、立会程度について説明する。

○配管貫通部の外観検査について

- ・ 1号検査対象の配管について、外観検査、組立・据付検査、耐圧・漏えい検査は抜取立会検査対象となるが、壁・床貫通部に施工する配管は施工後に狭隘部となることから適切な方法による検査実施が難しい。このため、あらかじめ施工前に外観検査等の検査を計画する必要があり、検査対象箇所及び検査時期等について説明する。

○放射線管理施設の適合性確認検査について

- ・ 従前の検査同様に、ボンベ（容器）については、高圧ガス保安法に基づき製造されるが、製造過程において自動制御により実施される検査があるため、立会ができない項目について説明する。

○生体遮蔽装置及び火災防護設備に係る使用前検査について

- ・ 生体遮蔽装置（組立・据付検査）及び火災防護設備（寸法、外観、組立・据付検査立会検査について、工事中の現場であるため、仮設足場等により一部不可視部分があることを説明する。
- ・ 生体遮蔽装置（第5回目）及び火災防護設備（第1回目）の記録確認検査について、検査対象範囲を説明する。

以上